

VIII いじめ防止基本方針

1 ひばり野小学校いじめ防止基本方針

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または、心身に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許される行為ではない。いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、教職員全員が児童のいじめに関する課題を共有し、自己の役割を認識しながら、いじめを許さない学校づくりを進めていかなければならない。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「入善町立ひばり野小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) 基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成がなされれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめはどの児童にも、どの学校でも、どの集団にも、起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校や社会全体で真剣に取り組むことが重要である。児童の健全育成を図り、いじめのない児童社会を実現するためには、学校、保護者、地域、その他の関係機関の連携の下、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しいじめの問題を克服することを主として行う。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように未然防止に努めることを主として行う。

2 本校のいじめの実態と課題

(1) 本校の実態

- ・児童は全般的に素直であり、挨拶、きまりの遵守、当番活動等には意欲的に取り組んでいる。縦割り活動では、上級生が下級生の世話をするなど、学校生活では、全学年が仲良く活動している。
- ・両親共働きで、三世代同居もしくは近隣に祖父母が在住している家庭が多い。舟見、野中地区それぞれが防犯パトロール隊を組織し、日々の児童の見守りや、地域を犯罪から守る活動を自主的に行うなど地域の協働体制ができている。
- ・各学年の人数がおおよそ 10 名以下と少人数であり、保育所の頃から構成メンバーがほとんど変わらないため、人間関係が固定化する傾向にある。

(2) 本校の課題

- ・クラス内での児童の位置が固定化しないように、児童相互の好ましい人間関係を育むように努める必要がある。そのために、児童が進んで関わり合う活動の場を設定し、それを通して互いの違いを理解し合い、一人一人のよさを認め合う集団づくりをする必要がある。
- ・教員は、児童と共に活動して交流を深めたり、日常のきめ細かい観察や教育相談、面接等の方法で児童を共感的に理解するよう努めたりするなど、教師と児童の信頼関係を育む必要がある。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを児童にしっかり伝える。
- ・あらゆる教育活動を通して自他の人権を大切にする意識を育む。
- ・学級での居場所づくりと絆づくりに努め、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめ問題対策のための組織を設置する。
- ・生徒指導に関する終礼での情報交換の充実を図り、教員一人で問題を抱え込まない環境づくり、多面的な見方による、より適切な指導に努める。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の児童の様子、日記等における児童との日常のやりとり、個人面談及び家庭連絡等を通してアンテナを高くし、どんな小さなサインや兆候も見逃さず、児童を見守る。
- ・いじめに関するささいな情報であっても、報告・連絡・相談確認体制を徹底することによって教職員全員で児童の実態を共有し、全校体制による組織的な指導、支援を進め迅速に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめや悩みを相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ・保護者や教職員が気軽に相談できる体制を整え、保健室や相談室等の窓口について広く周知する。

(3) いじめが起きたときの対応

① いじめられた児童とその保護者への対応

管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭を訪問する際に配慮すべき点を確認する。家庭を訪問する際には、管理職や生徒指導主事等が担任に同行するなどして複数で訪問する。

ア 児童

- ・児童の思いや願いをしっかりと聞き、受容と共感に努めながら可能な限り詳細に聞く。
- ・児童の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくり聞きながら事実を確認する。
- ・全力で守ることを約束し、安心して学校生活ができるようにする。

イ 保護者

- ・保護者の思いに真摯に耳を傾け、思いを十分に汲み取り、今後の指導に役立てる。
- ・安心して学校生活が送れるようにすることを約束し、継続して連絡を取り合うことを確認する。
- ・いじめた児童の保護者との間で争い事が起きないように配慮しながら対応する。

② いじめた児童とその保護者への対応

家庭訪問等により、児童と保護者へ直接対応する。その際、担任だけでなく、管理職や生徒指導主事等が同席し、複数の教職員で対応する。

ア 児童

- ・確認した事実に基づき、行った行為の内容及びその行為を受けた児童の心情を伝える。
- ・いじめを行った本人の背景を探り、本人の気持ちに寄り添った指導を行う。
- ・行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、謝罪の方法等について、共に考え指導する。

イ 保護者

- ・いじめの解決を通して児童のよりよい成長を促したいという職員の願いを伝え協力を求める。
- ・保護者が孤立感を感じないように配慮するとともに、家庭での子供への接し方等について、保護者と共に考える。
- ・いじめを受けた児童の保護者との間で争いが起きることのないよう細目に経過を伝えるなど、配慮しながら対応する。

③ いじめた児童及び周囲の児童からの事実確認

- ア いじめの背景等について、正確に事実を把握する。また、児童の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや推測を入れないように慎重に行う。
- イ 周囲の児童から聞き取る際には、状況に応じて個人面接またはグループ面接を行う。
- ウ 家庭訪問を行う場合は、必ず複数の教職員で行う。

④ 対応方針の決定及び役割分担

- ア いじめ防止対策委員会等で課題を明確にするとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- イ 収集した情報は速やかに生徒指導主事や管理職に伝えることができるように、教職員間の連絡体制を整える。

⑤ 学級・学年全体への指導

- ア 事件の概要について、すべての教職員で共通理解を図る。
- イ 「全体の問題」として提起し、いじめられた者の心の痛みを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ウ いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。
- エ 児童が自分の思いを安心して表現できる温かく互いに認め合える学級、学年づくりを心がけ、いじめの未然防止に努める。

⑥ 指導の継続

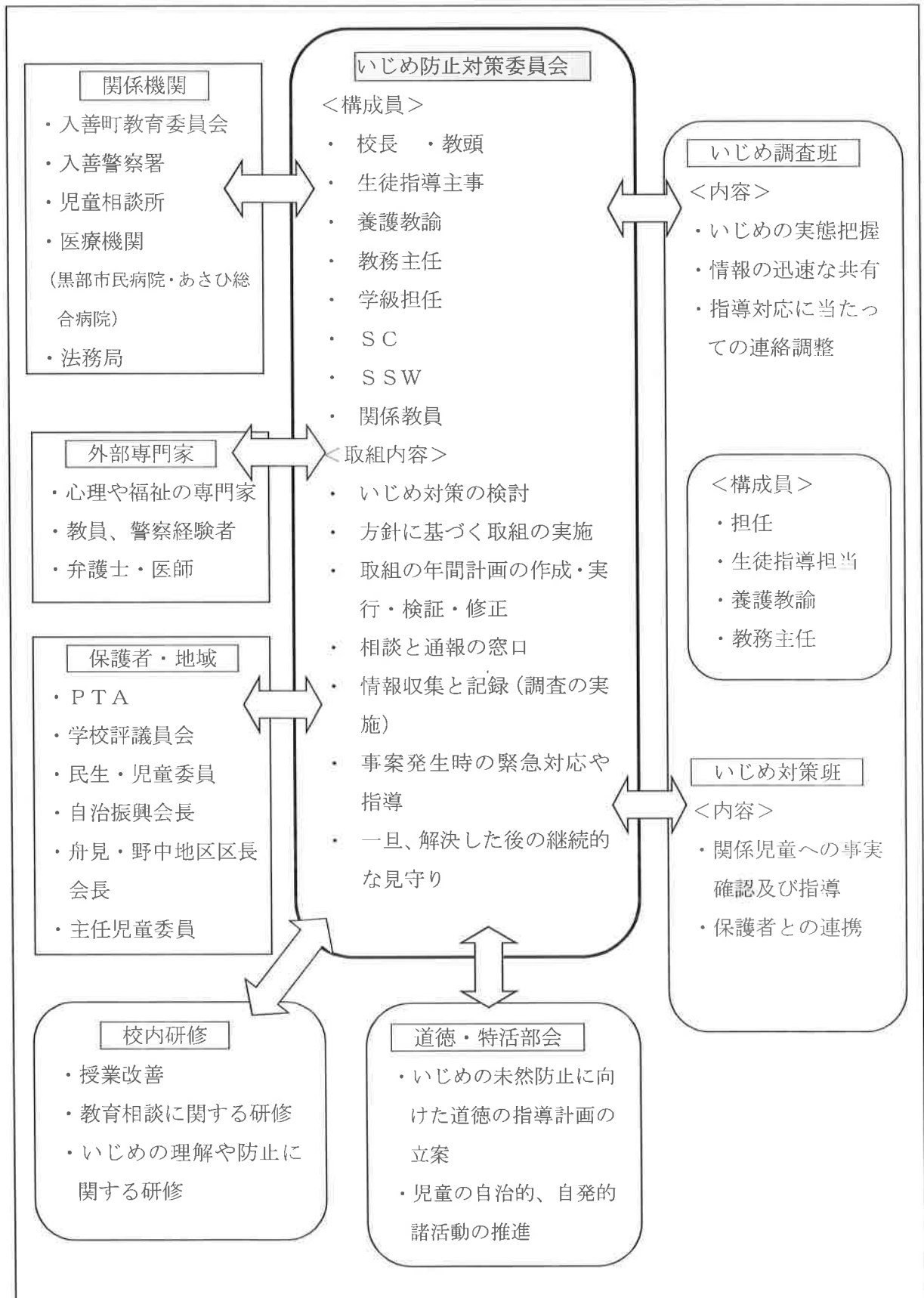
- ア 担任は、いじめられた児童やいじめた児童の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して児童の成長を見守る。
- イ 関係した児童の成長についての情報を教職員間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教職員から積極的に声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。

⑦ 関係機関との連携

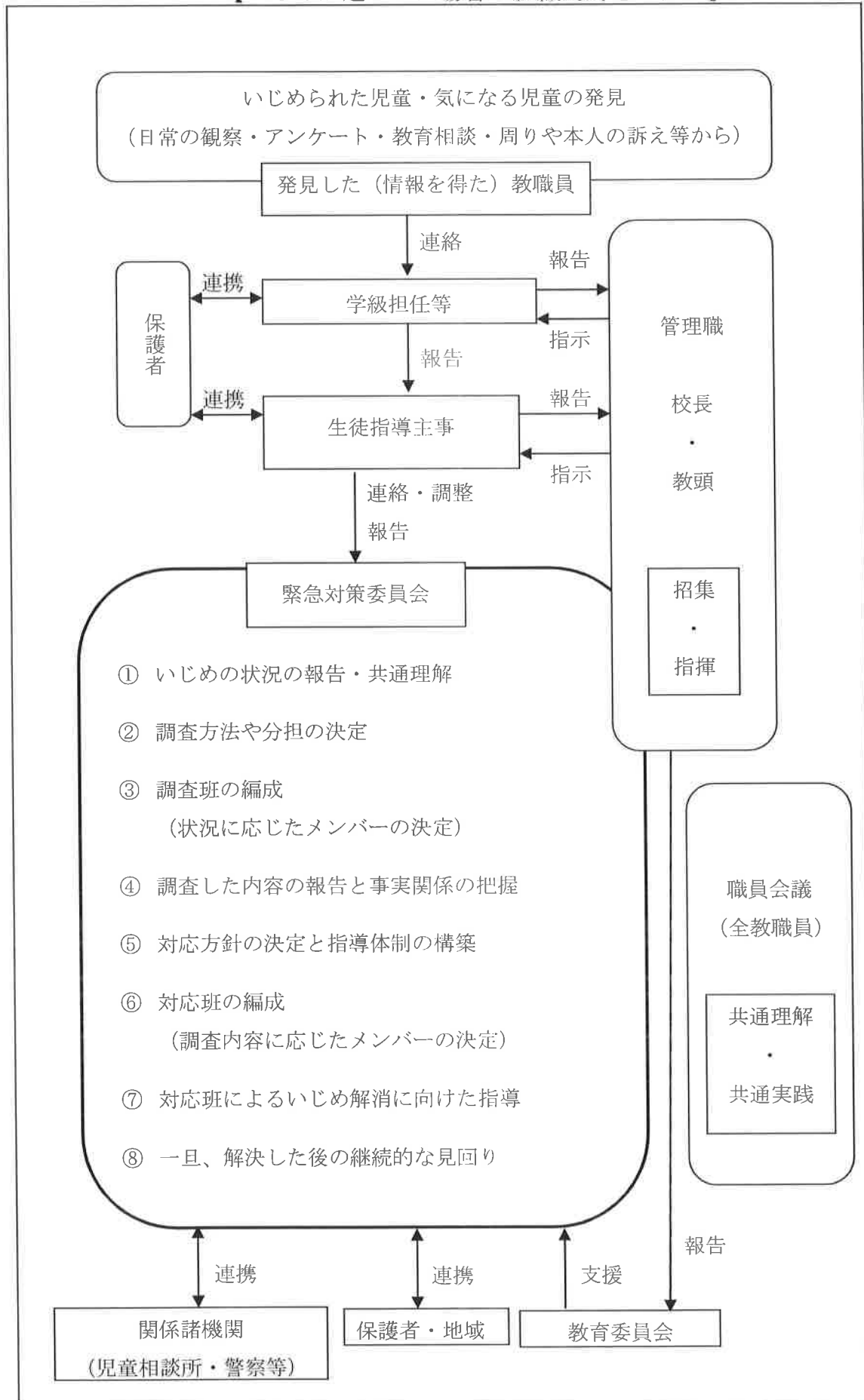
- ア 児童に対する継続的なカウンセリングを依頼するなど、相談機関との連携を図る。
- イ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取るとともに、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに警察に通報する。

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

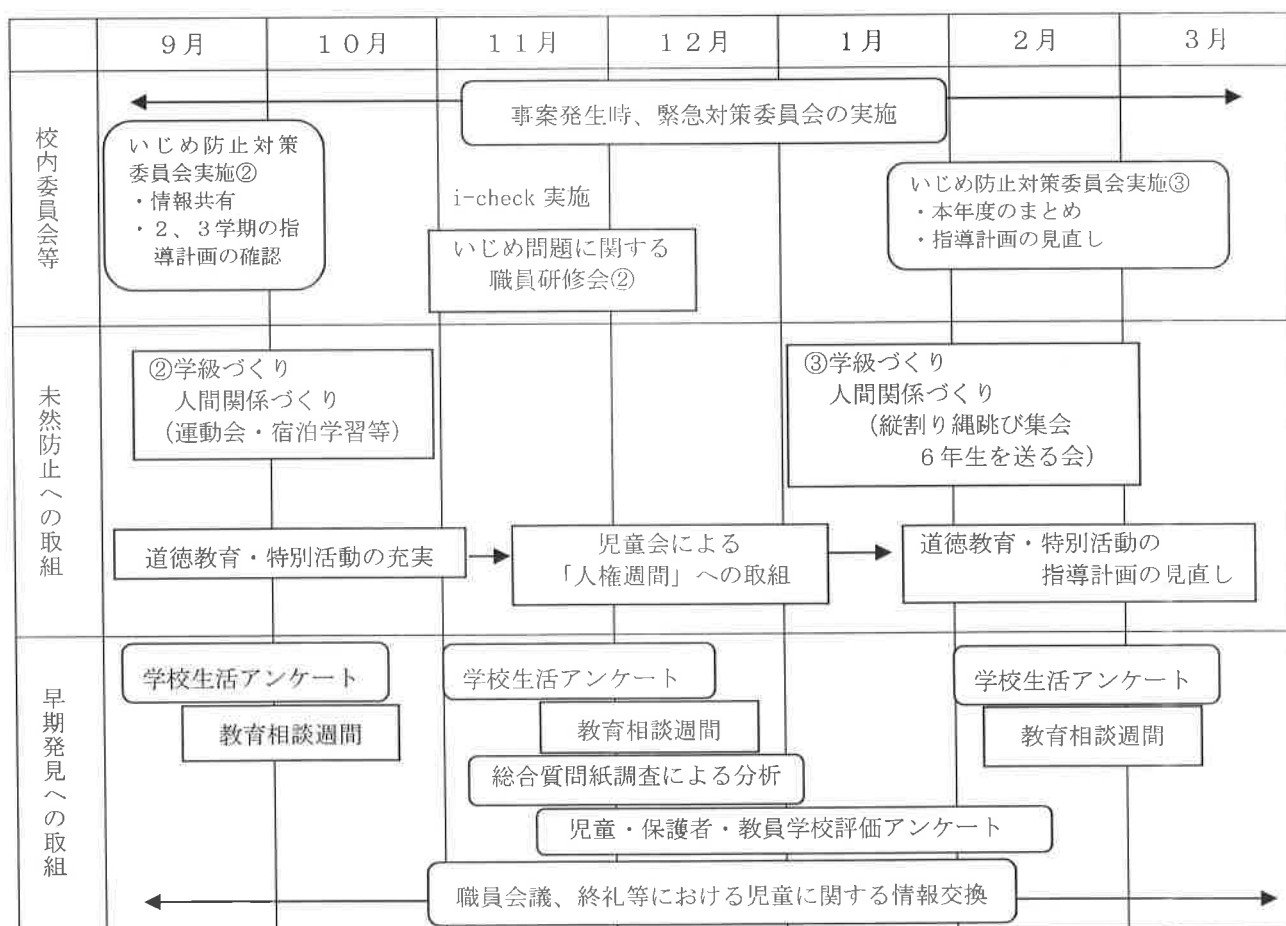
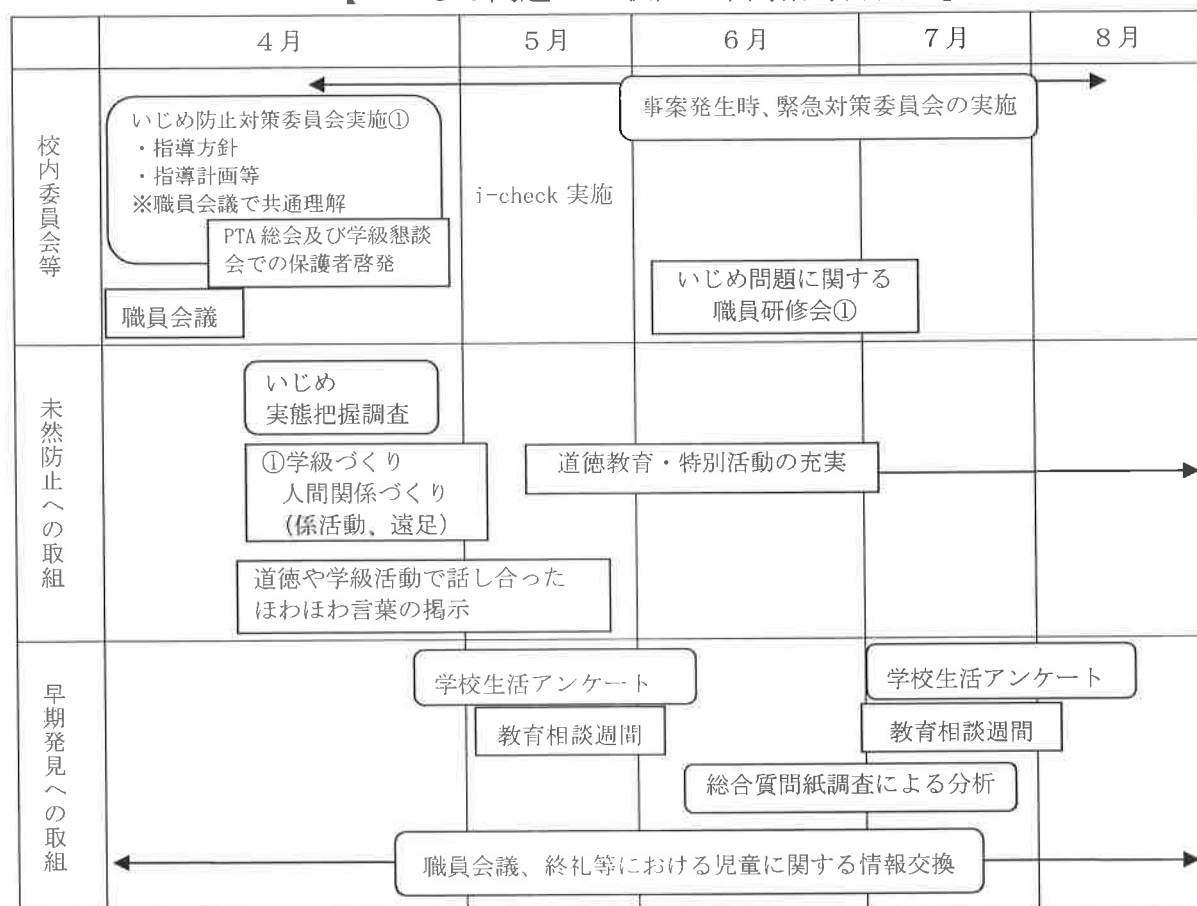
(いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織)



【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【 いじめ問題への取組の年間指導計画 】



(1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- 相当の期間とは年間 30 日を目安とする。しかし、それ以内でも、一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の判断により調査に着手することもある）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階での重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で、調査を開始しなければならないことを改めて認識する。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

緊急対策打合せ→校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学級担任が集まり、当面の措置を決定し、すぐ行動に移る。必要に応じて緊急職員会議を開催する。

- ・速やかに町教育委員会に報告し、町教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。場合によっては、第3者調査委員会等による専門的分析と評価により検討を行う。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。(校長・教頭)

※参照「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）